

最高裁秘書第3036号

令和元年6月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2427号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

なお、平成27年11月25日付け最高裁民事局第二課長、行政局第一課長書簡記載の報告は、平成30年1月以降は求めておりません。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年11月25日付け最高裁民事局第二課長、行政局第一課長書簡（片面で4枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー10)

平成27年11月25日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長 餘多分 宏 聰

最高裁判所事務総局行政局第一課長 品 田 幸 男

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、地方裁判所を第一審とする民事訴訟及び行政訴訟の審理内容に付随する判断（文書提出命令の申立て、忌避の申立て、訴訟上の救助の申立て等に対する決定等）に対して申し立てられる抗告事件については、7月29日付け書簡により報告をいただいたところですが、今後も、客観的な統計数値の動向を踏まえた上で、あい路や必要な対応策を引き続き検討していく必要があると考えています。

そこで、高等裁判所における上記類型の抗告事件の件数や審理期間等について、改めて別紙のとおり報告をお願いすることといたしました。

各庁には引き続き負担をお掛けすることとなります、御協力いただきますようお願いいたします。 敬 具

(別紙)

1 報告を要する事件

高等裁判所における民事抗告事件（ラ）及び行政抗告事件（行ス）のうち、以下に掲げる事件

- (1) 文書提出命令の申立てについての決定に対するもの
- (2) 裁判官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの
- (3) 裁判所書記官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの
- (4) 訴訟上の救助申立却下決定に対するもの
- (5) 閲覧等制限決定の申立てについての裁判に対するもの

2 報告対象庁

高等裁判所の本庁及び支部（知的財産高等裁判所を含む。）

3 報告事項

- (1) 新受件数、既済件数、未済件数及び平均審理期間について
- (2) 審理期間が180日を超える既済事件の受付年月日、終局年月日及び審理期間について

4 報告対象期間及び報告期限

- (1) 每年1月から6月までのものを7月31日まで
- (2) 每年7月から12月までのものを翌年の1月31日まで

※ 報告期限の日が休日の場合には、翌開庁日までに報告する（初回報告期限は平成28年2月1日）。

5 報告の方法

3の(1)は別紙様式第1、(2)は別紙様式第2のファイルに入力し、本庁において自庁及び管内の支部ごとに報告を取りまとめた上（別紙様式第1については本庁及び支部の件数を合計する必要はない。），集計作業に用いたエクセルデータと共に民事局第二課民事訴訟係宛て（マーリングリスト [REDACTED] [REDACTED] に送付する。

(別紙様式第1)

| | | |
|------|-------|----|
| (庁名) | 高等裁判所 | 支部 |
| (期間) | 平成 年 | |

| 抗告事件の種類 | | 新受 件数 ※1 | 既済 件数 ※1 | 未済 件数 ※2 | 平均審理期間 (日数) ※3 |
|----------------|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|
| 民事 抗告 事件 | 文書提出命令の申立てについての決定に対するもの | | | | |
| | 裁判官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの | | | | |
| | 裁判所書記官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの | | | | |
| | 訴訟上の救助申立却下決定に対するもの ※4 | | | | |
| | 閲覧等制限決定の申立てについての裁判に対するもの | | | | |
| 行政 抗告 事件 | 文書提出命令の申立てについての決定に対するもの | | | | |
| | 裁判官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの | | | | |
| | 裁判所書記官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの | | | | |
| | 訴訟上の救助申立却下決定に対するもの ※4 | | | | |
| | 閲覧等制限決定の申立てについての裁判に対するもの | | | | |

- ※1 ミンタスの事件検索画面で、民事抗告事件又は行政抗告事件を選択し(例えば、h20ra0001～h27ra9999などと入力)、一覧出力項目のうち「事件番号」「受付年月日」「終局年月日」「事件の種類(表示条件)」を選択して検索した結果をCSV出力したものを、Excelブック形式に変換したデータにより集計作業を行う。
 なお、「受付年月日」と「終局年月日」は「文字列」のデータとして出力されることから、これらを「日付」のデータに変換するための関数については、別添のサンプルデータを参考にする。
 集計作業に用いたExcelブック形式のデータについても、本報告と併せて提出する。
- ※2 ミンタスの事件検索画面で、(1)民事抗告事件又は行政抗告事件を選択し(入力方法は※1と同じ)、(2)終局年月日欄の「基準日時点で係属中のもの」のチェックボックスにチェックを入れ、基準日を当該年度の報告対象期間の末日(「6月30日」又は「12月31日」)に指定して検索し、検索結果のうち「事件の種類(表示条件)」欄からこの表に記載されている「抗告事件の種類」ごとに分類して、未済件数を記載する。
- ※3 平均審理期間は、※1でCSV出力したデータのうち、報告対象期間に終局した抗告事件について、受付年月日と終局年月日から審理期間を計算し、抗告事件の種類ごとの平均審理期間を日数(小数点以下四捨五入)で記載する。
- ※4 ミンタス上は、本分類に「訴訟救助付与決定に対するもの」も含まれているが、含んだまま計上する。

(別紙様式第2)

(報告対象期間) 平成 年 □ 1月1日~6月30日 □ 7月1日~12月31日

| 裁判所名 | 受付年月日 | 終局年月日 | 審理期間(日数) | 抗告事件の種類 | 備 考 |
|------|-------|-------|----------|---|-----|
| | | | | <input type="checkbox"/> 文書提出命令の申立てについての決定に対するもの <input type="checkbox"/> 裁判官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 裁判所書記官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 訴訟上の救助申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 閲覧等制限決定の申立てについての裁判に対するもの | |

※ 審理期間が180日を超える既済事件を記載する。

※ 180日を超えたことについて事情がある場合には、「備考」欄に記載する。

※ 報告すべき事件が複数にわたる場合は、本庁・支部併せて一つにシートにまとめて報告する。

(記載例)

| 裁判所名 | 受付年月日 | 終局年月日 | 審理期間(日数) | 抗告事件の種類 | 備 考 |
|--------------|----------|-----------|----------|--|----------------------------|
| ●●高裁 | H27.2.3 | H27.9.17 | 226 | <input checked="" type="checkbox"/> 文書提出命令の申立てについての決定に対するもの <input type="checkbox"/> 裁判官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 裁判所書記官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 訴訟上の救助申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 閲覧等制限決定の申立てについての裁判に対するもの | 本件は、…のため審理中に中断した事案であることから… |
| ●●高裁 | H27.3.18 | H27.11.12 | 239 | <input checked="" type="checkbox"/> 文書提出命令の申立てについての決定に対するもの <input type="checkbox"/> 裁判官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 裁判所書記官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 訴訟上の救助申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 閲覧等制限決定の申立てについての裁判に対するもの | 本件は、審理の対象文書が極めて多数であることから… |
| ●●高裁 ●●支部 | H27.5.21 | H27.12.4 | 197 | <input type="checkbox"/> 文書提出命令の申立てについての決定に対するもの <input type="checkbox"/> 裁判官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 裁判所書記官に対する除斥・忌避申立却下決定に対するもの <input type="checkbox"/> 訴訟上の救助申立却下決定に対するもの <input checked="" type="checkbox"/> 閲覧等制限決定の申立てについての裁判に対するもの | |